

「農作物の放射性セシウム対策に係る 除染及び技術対策の指針」 第3版



ふくしまから
はじめよう。

平成26年4月

福島県農林水産部

<目 次>

まえがき

	ページ
I 農用地の除染	
1 水田・畑地	
(1) 反転耕	1
(2) 深耕	1
(3) 表土の削り取り	3
(4) 放射性物質流出防止措置の実施 (除染対策事業関係)	5
(5) 原状回復の考え方	6
2 樹園地	
(1) 樹皮の洗浄	1 4
(2) 粗皮削り・粗皮剥ぎ	2 3
(3) 改植	2 3
(4) 除染のための整枝・せん定	2 6
(5) 表土の削り取り	3 2
3 牧草地	
(1) 牧草の剥ぎ取りと客土	3 4
(2) 反転耕	3 6
(3) 深耕	3 7
II 作物別対策	
1 土地利用型作物 (水稻)	3 9
2 土地利用型作物 (畑作物)	5 5
3 野 菜	7 3
4 果 樹	9 5
5 花 き	1 0 9
6 飼料作物・家畜等	1 1 3
7 肥料・土壌改良資材・培土の利用上の留意点	1 3 5
8 農作業時の留意事項	1 3 9
9 土壌中の交換性カリ含量の簡易測定方法	1 4 0
II 参考	1 4 1
1 農業総合センター試験研究成果 URL: http://www4.pref.fukushima.jp/nougyou-centre/kenkyuseika/kenkyu_seika_radiologic.html	
2 福島県農林地等除染基本方針 (農用地編) URL: http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/50001.pdf	
3 水田における除染のための「反転耕」作業技術マニュアル URL: http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/53898.pdf	

まえがき

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故後、県では、震災及び原子力災害からの復旧・復興へ向けての取組みを強化してきた。特に、原子力災害からの農業の再生に向けては、農地の除染と放射性物質の吸収抑制対策が不可欠であることから、対策技術の確立と現場への技術移転に取り組んできた。

その結果、農林水産物のモニタリング検査や米の全量全袋検査、あんぼ柿の全量非破壊検査においてほとんどが基準値を下回り、農産物等の放射セシウム濃度は低減してきている。また、これらの検査により基準値を超える農産物等の市場への流通は未然に防止され、流通面では本県農産物等の安全性が確保されている状況にある。

本県農業の再生のためには、放射性物質対策技術の確立と着実な実行により、農業者が安心して農作物等を生産できる環境を取り戻すとともに、安全な農産物を生産、流通することが不可欠である。

このことから、これまでの農作物等の放射性物質対策の取組みを強化・継続し、安全な農産物等の生産に資するため、国からの通知を基本とし、独立行政法人研究機関や農業総合センター等の最新の知見等を踏まえた「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」第3版を取りまとめた。

本指針は、関係機関等が農作物の放射性物質対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際において、客観的な判断を支援し、農業者が一早く安心して生産活動に集中できるように、専門的・技術的事項等について定めるものである。

なお、新たな基準や知見が得られた場合には「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報で順次情報を更新する。

「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」の改定暦

平成24年3月	第1版	
平成25年3月	第2版	
6月	第2版	Ⅱ-2 土地利用型作物(畑作物)を追加
平成26年4月	第3版	